

京都市消防局訓令乙第11号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第1条中「その他関係法令（以下「関係法令」という。）」を「（以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）、労働安全衛生規則（以下「省令」という。）その他関係法令」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 3 第1項第3号の衛生管理者は、法第12条第1項に規定する資格を有する者（以下「有資格者」という。）をもって充てなければならない。ただし、当該衛生管理者に選任すべき職員が有資格者でない場合は、当該職員が有資格者になるまでの間、他の職員（有資格者のうち係長以上の職にある者に限る。）をもって充てるものとする。

第9条を次のように改める。

（健康管理医）

第9条 法第13条に規定する産業医として、健康管理医を置く。

- 2 健康管理医は、医師のうちから消防局長（以下「局長」という。）が委嘱する。
- 3 健康管理医は、省令第14条第1項各号に掲げる業務及び省令第15条第1項の規定による業務を行うものとする。
- 4 健康管理医は、必要と認めるときは職員の健康管理に関して局長又は所属長に対して勧告し、総括管理者若しくは衛生管理者に対して指導し又は助言を与えるものとする。

第11条第2項第2号中「及び安全衛生推進者」を「、安全衛生推進者及び健康管理医」に改める。

第23条第1項第2号中「特別健康診断」を「特殊健康診断」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第24条第1項を次のように改める。

定期健康診断は、職員に対し、次に掲げる項目について、毎年1回（省令第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する職員にあっては、6月ごとに1回）、期日を指定して実施する。

- (1) 省令第44条第1項各号に掲げる項目
- (2) その他局長が必要と認める項目

第24条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定に関わらず、定期健康診断は、前項第1号に掲げる項目のうち、健康管理医が必要でないと認めるものを省略して行うことがある。

第25条を次のように改める。

（特殊健康診断）

第25条 特殊健康診断は、令第22条第1項各号に掲げる業務並びに同条第2項及び第3項に規定する業務に従事する職員に対し、省令その他関係法令で定めるところにより行う。

第27条各号列記以外の部分中「特別健康診断」を「特殊健康診断」に、「第23条第2項」を「第24条第1項各号」に、「行うものとする」を「行う」に改める。

第28条を次のように改める。

（設置）

第28条 次に掲げる事項を審議させるため、要休養職員審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 傷病による職員の休職及び休養に関すること。
- (2) 傷病により休職中の職員の復職に関すること。
- (3) 休養を要する職員の出勤の適否に関すること。
- (4) その他局長が適当と認める事項

第34条第1項各号列記以外の部分中「命じなければならない」を「命じるものとする」に改める。

別表第1総括管理者の項中「副署長」の右に「(総務担当)」を加え、同表安全管理者の項中

「

警防課長

」を「

副署長（予防・警防担当）
消防課長

」に改め、

同表衛生管理者の項中「総務課庶務係長」を「総務課企画管理係長」に、「警防課消防係長」を「消防課消防係長」に改め、同表健康管理医の項中「のうちから局長が委嘱する。」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)